別表第三　特定国内希少野生動植物種（第一条関係）

項	種名
第一　植物界	
	⑴　おしだ科
1	*Polystichum obae*（アマミデンダ）
	⑵　らん科
1	*Cypripedium macranthum* var. *hoteiatsumorianum*（ホテイアツモリ）
2	*Cypripedium macranthum* var. *rebunense*（レブンアツモリソウ）
3	*Cypripedium macranthum* var. *speciosum*（アツモリソウ）
4	*Dendrobium okinawense*（オキナワセッコク）
	⑶　はなしのぶ科
1	*Polemonium kiushianum*（ハナシノブ）
	⑷　きんぽうげ科
1	*Callianthemum insigne* var. *hondoense*（キタダケソウ）
備考　括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。	

別表第四　器官及び加工品（第二条の二、第二条の三関係）

項	科名	器官	加工品
第一　動物界			
一　哺乳綱			
イ　偶蹄目			
1	プロングホーン科	毛、皮、角	毛皮製品（毛を材料として製造された衣類、装身具、調度品その他環境省令で定める物品をいう。以下同じ。）、皮革製品（皮を材料として製造された衣類、装身具、調度品その他環境省令で定める物品であって、毛皮製品以外のものをいう。以下同じ。）、角製品（角を材料として製造された装身具、調度品その他環境省令で定める物品をいう。以下同じ。）
2	うし科	毛、皮、角	毛皮製品、皮革製品、角製品
3	らくだ科	毛、皮	毛皮製品
4	しか科	毛、皮、角	毛皮製品、皮革製品、角製品
5	じゃこうじか科	毛、皮、角	毛皮製品、皮革製品、角製品
6	いのしし科	牙	牙を材料として製造された装身具、調度品その他環境省令で定める物品
7	ペッカリー科	毛、皮	毛皮製品、皮革製品
ロ　食肉目			
1	いぬ科	毛、皮、歯	毛皮製品、皮革製品、歯製品（歯を材料として製造された装身具その他環境省令で定める物品をいう。以下同じ。）
2	ねこ科	毛、皮、歯、爪、骨（*Panthera tigris*（トラ）に係るものに限る。以下この項において同じ。）、生殖器（*Panthera tigris*（トラ）に係るものであって、雄のものに限る。以下この項において同じ。）	毛皮製品、皮革製品、歯製品、爪を材料として製造された装身具その他環境省令で定める物品、骨を材料として製造された物品で人が摂取するものその他環境省令で定めるもの、生殖器を材料として製造された物品で人が摂取するものその他環境省令で定めるもの
3	いたち科	毛、皮	毛皮製品、皮革製品
4	あしか科	毛、皮	毛皮製品
5	あざらし科	毛、皮	毛皮製品、皮革製品
6	くま科	毛、皮	毛皮製品、皮革製品
7	じゃこうねこ科	毛、皮	毛皮製品、皮革製品
ハ　貧歯目			
1	アルマジロ科	皮	皮革製品
ニ　カンガルー目			
1	カンガルー科	毛、皮	毛皮製品、皮革製品
2	ねずみカンガルー科	毛、皮	毛皮製品、皮革製品
ホ　奇蹄目			
1	うま科	毛、皮	毛皮製品、皮革製品
2	さい科	角	角製品
3	ばく科	皮	皮革製品
ヘ　霊長目			
1	おながざる科	毛、皮	毛皮製品
2	きつねざる科	毛、皮	毛皮製品
3	いたちきつねざる科	毛、皮	毛皮製品
ト　長鼻目			
1	ぞう科	皮、牙	皮革製品、牙を材料として製造された装身具、調度品、印章その他環境省令で定める物品